

感震ブレーカーを設置しましょう！

令和5年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内

近年の大地震で発生した火災の多くは、電気による出火（電気火災）が原因と言われています。電気火災を防ぐためには、感震ブレーカーが有効です。感震ブレーカーとは、地震の大きな揺れを感知して電気の供給を自動的に遮断し、電気火災を防ぐ効果的な器具です。

横浜市では、「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域にお住まいの方々を対象とした感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入・取付支援を行います。

1 感震ブレーカーの配送・取付助成

制度概要	感震ブレーカーの購入費用を一部負担します。 加えて、ご自宅まで器具を配送または取付します。
対象者	「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」 対象地域 ^{※1} にお住まいの世帯
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」 ^{※2}
要件	1世帯から申請可能。 器具の取付けは、同居者全員が下記のいずれかの要件を満たす場合のみになります。 ①65歳以上 ②身体障害者手帳の交付を受けている ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている ⑥中学生以下 ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限りこの制度の対象となりません。
件数	800件（先着順）（内訳：配送600件、取付200件）
お申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域であることを確認し、ホームページ^{※3}に掲載している申請書をご記入のうえ、委託事業者の公益社団法人横浜市防火防災協会へ郵送またはFAXにて送付ください。 電子申請による申請も可能です。 対象地域についてはホームページで御確認ください。 機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。訪問による相談も承ります。（先着400名） 送付(請求)先：公益社団法人 横浜市防火防災協会 横浜市南区別所1-15-1 TEL 045-714-0929



電子申請二次元
バーコード

	FAX 045-714-0921
--	------------------

- ※1 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。
- ※2 「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、（一社）日本消防設備安全センターの認証を有するもの。
- ※3 詳しくはホームページ（下記参照）にて御確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>（「横浜市 感震ブレーカー」で検索）

2 申込受付期間

令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで
（先着順に受け付け、件数に達した場合は受付を終了します。）

3 その他

横浜市では「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」対象地域内の自治会町内会を対象にした感震ブレーカーの補助制度もあります。補助制度の詳細は総務局地域防災課までお問い合わせください。

4 お問い合わせ

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-3456、Email：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

お問合せ先

総務局地域防災課長 川島 正裕 Tel 045-671-3456
